

## 東京都市計画事業の沿革

東京府土木部長　來島良亮

我國に於ける市區改正事業は、明治五年二月東京市區改正事業に端緒をなすものにして、同十五年七月東京府知事より市區改正の根本計畫を樹てしめ、内務卿に建言したる結果、時代の要求を認められ、遂に同二十一年八月東京市區改正條令の公布により、多年の懸案たる東京市區改正事業の基礎を確立せり。次に同年十二月東京市區改正土地建物處分規則を公布し、以て市區改正事業に關する

法律の典據を完全ならしめたり。

爾來之れにより事業を施行しつゝありしが、第四十一議會に於て都市計畫法及市街地建物法の通過を見るに至り、大正十年五月内務大臣に於て内閣の認可を受けたる、街路並河川運河に關する東京都市計畫事業の内、舊東京市の近郊に於ける所謂環狀線及放射線と稱する街路の新設及擴築は、其の大部分を東京府知事に於て執行すべきとし、同年十二月

内務大臣より指定せられたり。茲に於て東京府は第一期道路改修事業として着手準備に取りかゝり、大正十一年度より昭和八年度に至る十二ヶ年の豫定にて起工したものにして、着工以來諸種の事情殊に補償關係、占用關係に於て、事業の進捗を妨ぐるものありたるも、近く完成を遂げ都市の面目を一新するに至りたるは洵に欣快に堪へざるなり。

### 事業区域の決定

東京都市計畫區域は、現代交通機關の進歩の程度と、大東京の發展の状況を考慮し、又周囲の廣原に鑑み東京驛を中心として半径約16秆の圓圈内を其の區域とせり。而して外郭線を現行行政區劃に依り設定せられたるものにして、東は千葉縣界の江戸川とし、北は埼玉縣との境界線に沿ひ、西は舊北豐島豊多摩の二郡を横切り、南は神奈川縣界の多摩川を縫つて東京灣に入るものにして、其の面積559平方秆、舊東京市面積82平方秆に比し約6.7倍なり。

此の區域に將來包容し得る人口は、最近十年間に於ける調査によれば、舊市人口密度一人3.9平方米なるが故將來大東京の人口著しく増加するものとして一人6.6平方米とするも、實に8,469,000人、即ち現在人口の約二倍を包容し得べし。

### 環狀線道路改築位置及築造の要領

東京都市計畫事業として今後府に於て昭和十四年迄に完成すべきもの次表の如し。

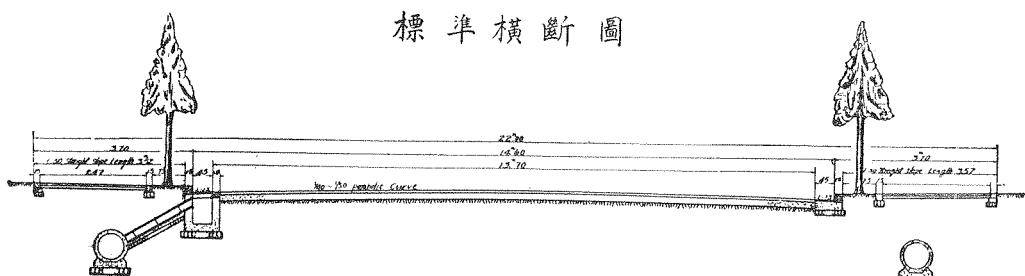
事業別	路線數	延長	事業費
第一期道路改修	34	32,838.0	82,549,260
第二期道路改修	68	180,528.0	102,297,359
第三期道路改修	33	54,088.0	17,995,000
計	135	267,254.0	202,841,619

此の内環狀道路は第一期事業計畫に屬し、品川區北品川三丁目(一號國道八ツ山橋北詰)を起點とし、目黒、瀧谷、淀橋、豊島、瀧野川、王子、荒川、向島の各區を經て城東區南砂町四丁目(東京運河)に至る、延長32,049米(約八里)にして、幅員22米を有し、義に東京日々新聞に於て「明治通」と稱することいなれり。本事業は25,962,282圓を費したるものにして、街路の構築に關しては、特殊の場合を除く外、街路構造令所定の工法に據るものにして全幅の六分の一を以て各歩道の幅員とし、街渠を設け歩車道を區別せり。

路面は標準として最急三十分の一最緩六百分の一の縱斷勾配を付し、車道横斷面は拋物線形とし、四十分の一以内の勾配を付す、兩側の歩道は五十分の一勾配を付し車道側に傾斜せしめたるものにして街路半径は最小道路幅員の十倍とす。

道路の構造は車道は概ね割栗石地形を施し其の上部に基礎コンクリート配合1:3:6厚15釐打立て地形に應じ平坦部はシートアスファルト、「トペカ式」アスファルトコンクリート、ソリデザットセメント、グラノリシック、ボ

標準横断圖



ートランドセメントグラノリシック、アスファルトコンクリートブロック、坂路は小鋪石溝付クリンカー等高級鋪装をなす、初期時代に瀝青透入(加熱用)碎石道としたる箇所小部分あるも成績良好ならず、歩道はコンクリートブロック30厘角厚6厘のものを張詰め、街路樹を植栽して街路に美観を與ふ。其の他橋梁は總て耐震耐火にして永久的構造とし、幅員は長55米未満のものは道路幅員と同様なり。本線に架設せられたる橋梁は十六橋延長431米餘架橋費2,129,037圓にして特に美観に注意を拂ひ荒川に架する白鬚橋の如きは就中代表的のものとす。

然して本事業は大正十年度より最も緊急を要すべき箇所より工事に着手し其の進捗を圖りつゝありと折柄かの關東大震災に遭遇し、府財政に多大の缺陷を生じ、到底豫定の如く事業を遂行し難き事情となれり。然るに政府は帝都復興事業を國に於て直接之れを執行し或は地方の施設に委ね、兩者相俟て其の効果を收めんことを期し、地方の施設に對しては資金の調達を扶け又は補助する等相當の援助

を與ふることとなり、本府に於ける震災前に着手したる環状道路中樞要部分其の他九路線十箇所の改修工事を、帝都復興事業の一部に編入せられ本府知事に於て之れを執行することとなれり。本事業は大正十三年一月工を起し昭和六年五月竣工を告げたり。

### 事業費の財源

東京都市計畫事業費は總額貳億貳百八拾四萬壹千六百拾九圓にして、之が財源として國庫補助金沿道受益者負擔金、都市計畫特別稅及一般財源を以て充當し、尙不足するものは之を起債に仰ぐこととせり。(第一表参照)

沿道受益者負擔金は各路線の完成後賦課せしめるるものにして、東京都市計畫事業に於ける收納狀況は現下の財政不況の影響を蒙り成績良好なりと謂ふを得ず、從て滞納處分に依り強制徵收をなすものあれども公賣處分は極力之を避け義務者の自發的納付を待つの方針にして、徵收實績を擧ぐれば第二表の如し。(8.5.3稿)

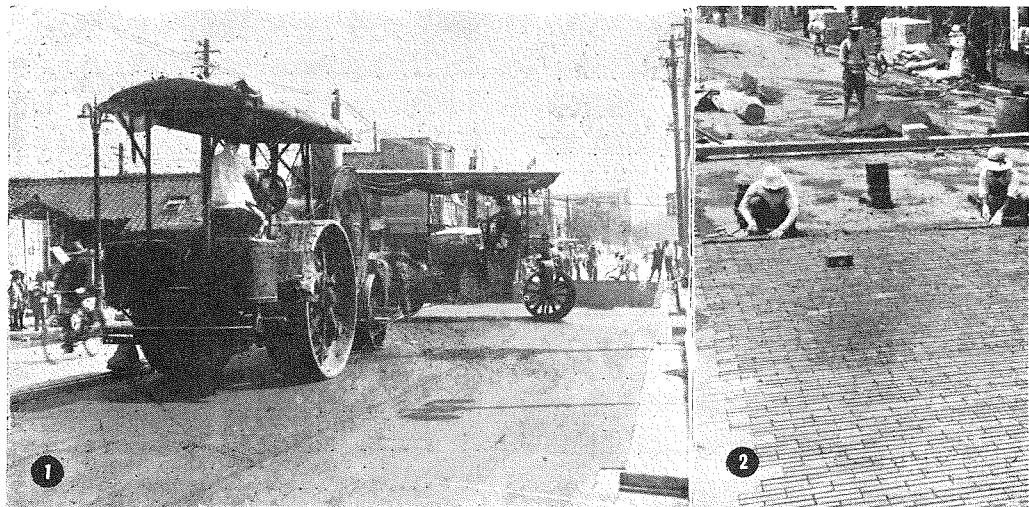
——編者附記・工事寫真は次二頁の外、次號——

第一表

事業種別	年度區分	特別稅	受益負擔金	起債	國補助金	寄附金	分擔金	一歲入般金	計
第一期	自大正十一年度至同十八年度	30,013,437	5,851,381	21,666,000	14,704,894	—	—	10,313,548	82,549,260
第二期	自昭和五年度至同十四年度	1,314,701	2,490,094	90,660,000	1,861,987	400,000	400,000	5,170,577	102,297,359
第三期	自同七年度至同十四年度	1,140,817	42,850	16,636,333	60,000	—	—	115,000	17,995,000
計		32,468,955	8,384,325	128,962,333	16,626,881	400,000	400,000	15,599,125	202,841,619

第二表

年 度 别	沿 道 受 益 者 負 擔							
	賦課額	延人員	徵收額	延人員	徵收步合	人員步合	未納額	人員
昭和二年度	29,700	721	24,592	535	0.82	0.742	5,103	186
同三年度	188,695	4,861	170,321	4,333	0.902	0.901	18,374	478
同四年度	384,455	9,833	327,847	8,394	0.853	0.853	56,608	1,439
同五年度	678,109	17,659	505,669	12,836	0.745	0.700	172,440	4,823
同六年度	831,317	21,900	649,231	17,023	0.781	0.777	182,086	4,877
計	2,112,276	54,974	1,677,660	43,171	0.822	0.757	434,616	11,803



( 1 ) アスファルト系舗装の實況。

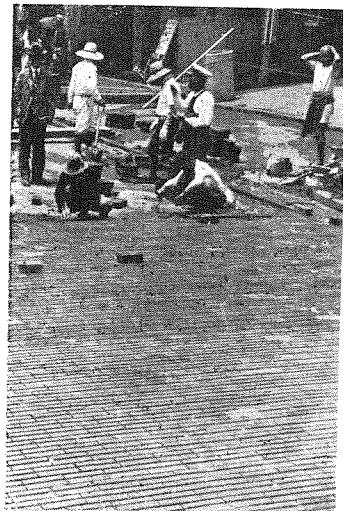


( 2 ) クリソカーブ舗装の實況。

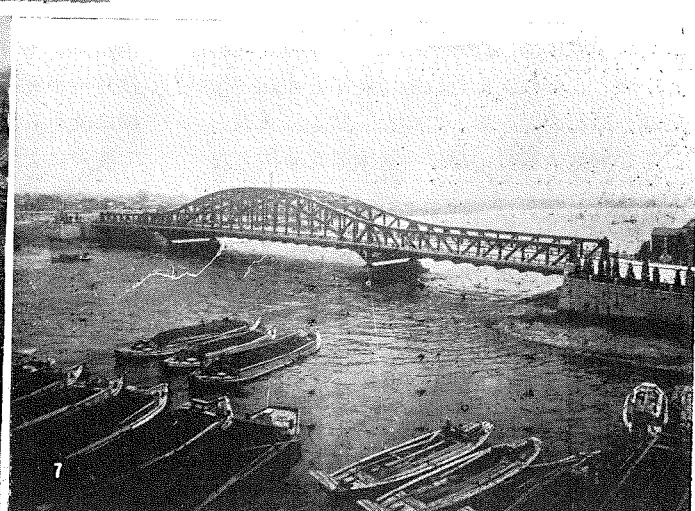
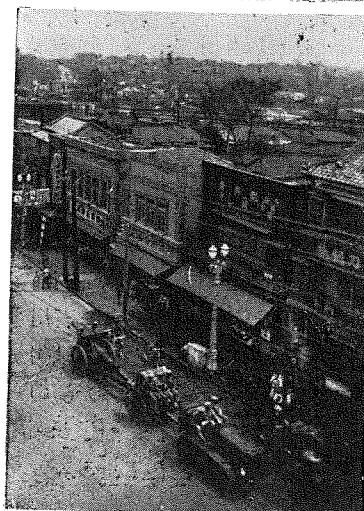
( 3 ) グラノリシック舗装の實況。

( 4 ) 小舗石舗装の實況。





(5) 第一期環狀道路、品川區北品川三丁目附近。



(6) 同・渋谷區上通三丁目附近、道玄坂上より

(7) 同・白鬚橋全景。